

企業年金保険普通保険約款

アクサ生命保険株式会社

目 次

1. 団体および被保険団体	(第1条)
2. 保険契約者、被保険者および年金の受取人	(第2条～第4条)
3. 契約協議内容の決定および被保険者の追加加入	(第5条～第6条)
4. 保険期間の始期	(第7条)
5. 保険料およびその払込	(第8条～第12条)
6. 年金の支払およびその手続	(第13条～第19条)
7. 契約の取消し、解除、解約および脱退	(第20条～第24条)
8. 契約の協議内容の変更	(第25条～第27条)
9. 保険年齢の計算および誤りの処理	(第28条～第29条)
10. 契約の承継、書面の交付	(第30条～第31条)
11. 契約者配当	(第32条)
12. 時効その他	(第33条～第36条)
13. 保証期間付年金の特則	(第37条～第38条)
14. 保険料拠出制の場合の特則	(第39条)
15. 配偶者年金付契約の特則	(第40条～第43条)
16. 他の年金制度への移転等に関する取扱	(第44条)

この保険は、企業その他の団体の年金計画の実施について、その確実な保障と円滑な運営をはかることを目的とします。

1. 団体および被保険団体

第1条 この普通保険約款（以下「約款」といいます。）で「団体」とは、同一の会社、商店その他の団体に属する者の全部または一部の集団をいいます。ただし、所属員の一部の集団の場合は、事業場、職制、職種等客観的基準によって区分された集団であって、当会社の認めたものに限りします。

2. この約款で「被保険団体」とは、団体に所属する被保険者および団体に所属したことにより年金の支払を受けている被保険者（年金受給権取得後まだ年金の支払を受けていない被保険者を含みます。）の集団をいいます。

3. この保険契約（以下「契約」といいます。）締結の際における被保険団体の人数は、当会社の定める数以上であることを要します。

2. 保険契約者、被保険者および年金の受取人

[契約者の資格]

第2条 この契約の保険契約者（以下「契約者」といいます。）は次のとおりとします。

- (1) 同一法人（公法人を除きます。）に属する者による団体の場合は、その法人
- (2) 同一個人事業主に属する者による団体の場合は、その事業主
- (3) その他の団体の場合は、その団体を代表する者

[被保険者の要件]

第3条 契約の締結または追加加入の際被保険者となる者は、その団体に所属していることを要します。

[年金の受取人]

第4条 この契約においては、被保険者生存中の年金の受取人は、被保険者とし、年金の受取人の変更はできないものとします。ただし、あらかじめ第5条の協議により特にこれと異なる定めがあるときは、その定めに従うものとします。

3. 契約協議内容の決定および被保険者の追加加入

[協議内容の決定および変更]

第5条 次の各号の事項は、契約締結の際、契約者と当会社と協議のうえ定めます。

- (1) 年金の種類
 - (2) 付加する特約の種類
 - (3) 被保険者となる者の資格
 - (4) 年金額決定基準
 - (5) 年金の支払条件および年金（一時金を支払う場合にはこれも含めます。）の支払方法
 - (6) 本約款第8条第2項および第6項の保険料ならびにその定め方
 - (7) 保険料払込方法および払込期日
 - (8) 責任準備金に関する事項
 - (9) 保険料の払込がなかった場合の取扱方法
 - (10) 被保険者の追加加入日
 - (11) 年金の継続受取人
 - (12) 契約者配当金に関する事項
 - (13) 解約返戻金に関する事項
 - (14) 保険料抛出制の場合の特則に関する事項
 - (15) 配偶者年金付契約の特則に関する事項
 - (16) 将来協議内容の変更を行なう方法
 - (17) 契約者から通知を要する事項
 - (18) その他特に必要な事項
2. 前項各号の事項は、契約締結後においても、契約者と当会社と協議のうえ、当会社の定める方法により変更することができます。
3. 第1項第1号ないし第6号の決定（前項の規定により変更する場合を含みます。）は、職種、年齢、勤続年数、報酬額等客観的基準によって定めることを要します。
4. 第1項の協議内容は、契約の一部を構成するものとします。

[被保険者の追加加入]

第6条 契約者は、あらたに被保険者となる資格を有するに至った者、またはすでに被保険者となる資格を有する者で加入していなかった者のうちこの契約に加入しようとする者を、前条による追加加入日に、被保険者として被保険団体に追加加入させるものとします。

4. 保険期間の始期

第7条 この契約締結の際加入した被保険者に対する保険期間の始期は、第1回保険料または当会社の定める保険料概算額を受取った日とします。

2. 前項の始期を、この契約の契約日とします。
3. 追加加入については、その者の追加加入日を保険期間の始期とします。

5. 保険料およびその払込

[保険料]

第8条 この契約の保険料は、本条第2項ないし第6項に定める保険料および第5条の協議による定めがある場合の責任準備金の積増等のための保険料から構成されるものとします。

2. この契約について、契約締結の際および各保険料払込期日ごとに払い込むべき保険料（以下「基本保険料」といいます。）は、第5条の協議により契約者と当社があらかじめ各被保険者ごとに計算した保険料の合計額（同条の協議により定める特別の保険期があるときは、その金額を含めます。）とします。この保険料および定め方については、毎年契約応当日に、その調整または変更の要否を協議するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、保険料の払込期日におけるこの契約の年金受給権をまだ取得していない被保険者のための責任準備金の額（その払込期日に払い込むべき前項の保険料の払込があったものとして計算します。ただし、第5条第1項第8号の協議により、この場合に留保すべき部分があるときは、その留保すべき部分の額を除きます。本条において以下同じ。）がその払込期日以後次の保険料払込期日の前日までに年金受給権を取得する被保険者の将来の年金給付に必要な金額に不足するときは、その不足額に対応する保険料を、その保険料払込期日に前項の保険料に加算して払い込むべき保険料とします。
4. 前2項の場合のほか、保険料払込期日後に生じた年金の額または種類の変更等の事由により、その事由発生以後次の保険料払込期日の前日までに年金受給権を取得する被保険者の将来の年金給付に必要な金額に変更があり、その変更後の金額が、この契約の年金受給権をまだ取得していない被保険者のためのその時の責任準備金の額を上回るに至った場合は、その差額に対応する保険料を一時に払い込むべき保険料とします。この場合の保険料は、その事由発生前に払込期日の到来している第2項または第3項の保険料が払い込まれた日以後当会社の指定する期日までに払い込んでください。
5. 前3項の場合のほか、年金の額または種類の変更等の事由の効果をさかのぼって適用する場合は、当社がこれを承諾したときに限り、その遡及期間内に年金受給権を取得

した被保険者については、年金受給権を取得した日にさかのぼってその変更事由の効果を適用して年金受給権の内容を更生するものとします。ただし、この場合、その変更の効果が適用された日にさかのぼって第3項および第4項の規定を準用して保険料を再計算し、追加して払い込むべき保険料が生じたときは、これを当会社の指定した期日までに一時に払込むべき保険料とし、この一時に払込むべき保険料が当会社の指定した期日までに払い込まれなかったときは、本文の取扱はいたしません。

6. 追加加入する被保険者がある場合の基本保険料の定め方は、第2項の協議の際あらかじめ決定しておきます。

[第2回以後の保険料の払込]

第9条 第2回以後の保険料（前条第4項および第5項の保険料を除きます。以下同じ。）は第5条の協議により定める方法および払込期日に従い払い込んでください。

[保険料の払込場所]

第10条 保険料は、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

[払込保険料に基づく責任準備金の計算および区分]

第11条 当会社は、この契約に基づいて払い込まれた保険料について、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た予定利率、予定死亡率、予定事業費率および計算方法に基づいて、各被保険者ごとのおよび団体全体のための責任準備金を計算します。

2. 当会社は、前項の責任準備金をまだ年金受給権を取得していない被保険者のための責任準備金と年金受給権を取得した被保険者のための責任準備金とに区分します。
3. 当会社は、この契約に基づいて被保険者が年金受給権を取得する場合、その被保険者およびまだ年金受給権を取得していない被保険者のためのその時の責任準備金から、あらかじめ第5条の協議により定めた方法で、その時年金受給権を取得する被保険者の将来の年金給付に必要な金額を区分します。

[保険料の払込がなかった場合の取扱]

第12条 第2回以後の保険料の払込については、払込期日後、1カ月を猶予期間とします。

2. 第2回以後の保険料または第8条第4項の保険料の払込がない間に年金受給権を取得する被保険者については、その受給権の取得は定まらないものとし、第3項または第5項の規定により決定します。
3. 第2回以後の保険料が払い込まれないままで猶予期間が経過したときは、この契約の年金受給権をまだ取得していない被保険者のためのその時の責任準備金に基づいて、払済年金への変更、年金支払期間の短縮等当会社の定める方法の範囲内で、あらかじめ第

5条の協議により定めた方法によって協議内容の一部を変更し、この場合の協議内容の一部変更は、第1項の払込期日にさかのぼって効力を生ずるものとします。ただし、前項の規定により第2回以後の保険料の払込がない間に年金受給権の取得が定まらないものとされた被保険者について、猶予期間内にその保険料が払い込まれたときは、その年金受給権を取得すべき日にさかのぼってその年金受給権を取得するものとします。

4. 前項本文の場合でも、その時すでに年金受給権を取得している被保険者については、年金受取に関する契約上の権利義務を存続させます。
5. 第8条第4項の保険料が払い込まれないままで当会社の指定した期日を経過したときは、第8条第4項の事由発生以後次の保険料払込期日の前日までに年金受給権を取得すべき被保険者は、その年金受給権を取得すべき日に、その事由発生前の内容および条件による年金の受給権を取得するものとします。ただし、第2項の規定により第8条第4項の保険料の払込がない間に年金受給権の取得が定まらないものとされた被保険者について、当会社の指定した期日までに第8条第4項の保険料が払い込まれたときは、その年金受給権を取得すべき日に、その事由発生によって変更された内容および条件による年金の受給権を取得するものとします。
6. 契約者は、第3項本文による変更後2年以内に限り、その変更された契約の原契約への復旧を請求することができます。当社がこの復旧を承諾したときは、第5条の協議内容を変更します。ただし、当社が特別の事情ありと認めたときは、原契約へ復旧できる期間を相当期間延ばすことがあります。

6. 年金の支払およびその手続

[年金の支払]

- 第13条 被保険者が年金開始期日まで生存したときは、その時に年金受給権の取得が確定し、あらかじめ第5条の協議により定めた年金の種類およびその支払方法に従い、その者について定めた金額の年金を支払います。
2. 1回の支払年金額が当会社の定める額に満たない場合には、一括払または将来の年金の支払に代えて一時払の取扱を、また、年金開始期日以後被保険者から申出があった場合には、一括払の取扱をそれぞれ当会社の定める方法によりいたします。
 3. 被保険者が年金開始期日までに生存したときで、被保険者に対する年金の支払に代えての一時払につき、あらかじめ第5条の協議による定めがある場合には、第1項の規定にかかわらず、将来の年金の全部または一部について、当会社の定める金額を将来の年金の支払に代えて一時に支払います。

[被保険者が死亡した場合の未支払年金の支払]

第14条 年金開始期日以後、被保険者が死亡した場合に、その死亡日の属する年度の終期までの年金に未支払分があるときは、これを第5条の協議により定めた継続受取人に支払います。

[年金開始の請求手続]

第15条 被保険者は、第13条第1項の規定による年金開始の事由が発生し、第1回年金支払期日が到来したときは、契約者を經由して、被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書を提出して、年金の開始ならびに第1回の年金を請求してください。

2. 当社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求めることがあります。

[第2回以後の年金の請求手続]

第16条 被保険者は、第2回以後の年金支払期日が到来したときは、被保険者の戸籍抄本その他生存の事実を証明するに足る書類を提出して、年金を請求してください。ただし、当社は、この書類の提出の省略を認めることがあります。

2. 前条第2項の規定は、本条の場合に準用します。

[未支払年金の請求手続]

第17条 第14条による未支払年金があるときは、継続受取人は被保険者の死亡の事実を証明する戸籍謄本または抄本、ならびに継続受取人の戸籍抄本および印鑑証明書を提出して、未支払年金を請求してください。

2. 第15条第2項の規定は、本条の場合に準用します。

[年金の支払の時期と場所]

第18条 年金は、年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当社の本社で支払います。

2. 年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から年金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の生存

(2) 第19条第1項第1号(第37条第2項により準用される場合を含みます。)に該当する可能性がある場合

被保険者が死亡した原因

- (3) この約款に定める重大事由または詐欺に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第20条の2第1項第3号(い)から(ほ)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者、年金の受取人もしくは継続受取人の契約締結の目的もしくは年金の請求の意図に関する契約の締結時から年金の請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。
- (1) 前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者、年金の受取人または継続受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、当社は、年金の受取人または年金請求者に通知をします。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、年金の受取人または継続受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
6. 前5項の規定にかかわらず、第5条の協議により契約者と当社の間に支払に関する取り決めがある場合には、当該取り決めにより支払を行なうものとします。
7. 前6項の規定は、一時金等を支払う場合に準用します。

[年金を支払わない場合]

第19条 次の場合には年金を支払いません。

- (1) 継続受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その継続受取人が年金額の一部を受け取ることとなっていた場合は、その残額を他の継続受取人に支払います。
- (2) この契約の団体の労働協約またはこれに準ずる規定に定める範囲内で、契約者

と当社があらかじめ第5条の協議により、年金受給権を取得した被保険者に関する将来の年金の全部または一部を支払わない事由を定めた場合で、契約者がその被保険者に関する年金の支払につき、その事由に該当したことを証明する書類を添付して当社に申し出たとき。

2. 前項により年金を支払わない場合は、その将来の年金を支払うためのその時の積立金を契約者に支払います。ただし、前項第1号ただし書の規定により、他の継続受取人に支払った部分は除きます。

7. 契約の取消し、解除、解約および脱退

[詐欺による取消し]

第20条 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときまたは被保険者を追加加入させたときは、当社は、契約者の詐欺による場合にはこの契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの契約のその被保険者に関する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料のうちこれらに対する部分は払い戻しません。

[重大事由による解除]

第20条の2 当社は、次に掲げる事由が契約者によって生じた場合にはこの契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの契約のその被保険者に関する部分（年金の受取人および継続受取人に関する部分を含みます。以下本条において同じ。）を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者または年金の受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）
- (2) この契約の年金または一時金等の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺（未遂を含みます。）
- (3) 契約者、被保険者、年金の受取人または継続受取人の次のいずれかへの該当
 - (い) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (ろ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (は) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (に) 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (ほ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れること

- (4) 当会社の契約者、被保険者、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする前3号の事由と同等の重大な事由
2. 当会社は、年金の支払事由が生じた後においても前項の規定によりこの契約またはこの契約のその被保険者に関する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、同項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または一時金等（同項第3号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が年金の受取人または継続受取人（以下本項において「年金の受取人等」といいます。）のみであり、かつ、その年金の受取人等が年金または一時金等の一部の受取人であるときは、年金または一時金等のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金等をいいます。以下本項において同じ。）については支払いません。また、すでに年金または一時金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求できます。
 3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。
 4. 当会社は、本条による解除を行なった場合に、第23条の解約返戻金があるときはこれを支払います。
 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの契約またはこの契約のその被保険者に関する部分を解除した場合で、年金または一時金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金または一時金等を支払わないときは、この契約またはこの契約のその被保険者に関する部分のうち支払われない年金または一時金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を支払います。

[契約の解約]

- 第21条 契約者は、当会社の承諾を得て、契約の全部または事業場、職制、職種等客観的基準によって区分された一部について解約することができます。
2. 被保険団体の人数が当会社の定める数を欠き、その後次の契約応当日までに補充できないときは、当会社は、契約を解約することがあります。
 3. 第12条第3項の規定による変更後相当期間経過したときは、当会社は、その契約を解約することがあります。
 4. 前3項の場合でも、その時すでに年金受給権を取得している被保険者については、契約のその被保険者についての部分は解約することはできないものとします。

[被保険者の脱退]

- 第22条 契約者は、この契約の継続中、任意に被保険者を被保険団体から脱退させることはできません。

[解約返戻金の支払]

- 第23条 契約の全部または一部が解約または解除された場合には、この契約の年金受給権をまだ取得していない被保険者のための責任準備金のうち、解約または解除された部分に対応する責任準備金に基づいて当会社の定める方法により計算した返戻金（その時すでに年金受給権を取得している年金の受取人に関する部分を第20条の2〔重大事由による解除〕の規定によって解除した場合は、第13条〔年金の支払〕第3項に準じた支払金とします。）を、あらかじめ第5条の協議により定めた方法により、それぞれ対応する被保険者（その時すでに年金受給権を取得している年金の受取人に関する部分については、年金の受取人または継続受取人とします。）に支払います。ただし、同条の協議により、特にこれと異なる定めのあるときは、その定めに従うものとします。
2. 第18条第1項の規定は、本条の場合に準用します。ただし、契約者との協議により、これと異なった取り決めがある場合は、この限りではありません。

[死亡または中途脱退の返戻金]

- 第24条 被保険者が年金開始期日前に死亡し、または被保険団体から中途脱退した場合には、被保険者に対する返戻金はありません。

8. 契約の協議内容の変更

[年金の増額または減額]

- 第25条 契約者が第5条の協議により、被保険者に関する将来の年金額を増額するとき、またはまだ年金受給権を取得していない被保険者に関する年金額を減額するときは、当会社の定める方法に従うことを要します。

[払済年金]

- 第26条 契約者は、当会社の定める方法により、第2回以後の保険料の将来の払込を中止し、契約を払済年金に変更することができます。
2. 第12条第6項の規定は、本条の払済年金の場合に準用します。

[その他契約の協議内容の変更]

- 第27条 契約者は第5条の協議により、前2条に定める方法のほか、当会社の定める方法により契約の協議内容の一部を変更することができます。

9. 保険年齢の計算および誤りの処理

[保険年齢の計算]

第28条 被保険者の保険年齢は満年で計算します。ただし、あらかじめ第5条の協議により別に定めのあるときは、その定めに従うものとします。

[保険年齢または性別の誤りの処理]

第29条 契約の締結または追加加入の際、契約申込書に記載された被保険者の保険年齢に誤りのあった場合には、保険料の更正等契約の継続に必要な処理を行いません。ただし、実際の年齢が当会社の定める範囲外であったときは、当会社は、この契約のその被保険者に関する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料のうちその被保険者に関する部分を契約者に払い戻します。

2. 被保険者の性別に誤りのあった場合には、前項の規定に準じて取り扱います。

10. 契約の承継、書面の交付

[契約の承継]

第30条 契約者は、当会社の承諾を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 被保険者（継続受取人の場合も含めます。）は、その権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

[書面の交付]

第31条 当会社は、この契約の締結時において、保険法第40条の書面は交付しません。

2. 当会社は、契約者に対して、契約締結の際、被保険者名簿一通を交付し、追加加入の際は、被保険者名簿を追加交付または訂正します。

3. 当会社は、第1回の年金支払に際し、その年金を受け取るべき者に対し年金証書を交付します。

4. 当会社は、契約者の請求があれば、年金開始期日の到来していない被保険者に対し被保険者票を交付します。

11. 契約者配当

第32条 当会社は、当会社の定めるところにより毎事業年度末に積み立てた契約者配当準備

金のうちから、この保険種類に属する契約者配当準備金を計算します。

2. 当社は、前項の契約者配当準備金から、次の事業年度における契約応当日以後に到来する最初の保険料払込期日に、その時有効な契約について、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た方法で契約者配当金を計算し、これを契約者に支払います。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、第5条の協議により、契約者への契約者配当金の支払に代えて、その一部または全部を前項の保険料払込期日から当社の定める率の利息を付けて積み立てておき、契約消滅のときまたは契約者から請求があったときに契約者に支払うことができます。
4. 当社は、第2項の規定にかかわらず、第5条の協議により、契約者への契約者配当金の支払に代えて、その一部または全部をもって、第2項の保険料払込期日に、この契約の責任準備金の積増のための保険料にあてることができます。
5. 当社は、第2項の規定にかかわらず、第5条の協議により、契約者への契約者配当金の支払に代えて、その一部または全部をもって、第2項の保険料払込期日に、基本保険料に加算して払い込まれるべき保険料にあてることができます。この場合の加算分については、当社は、第8条第2項中の特別の保険料とみなして取り扱います。
6. 当社は、第2項の規定にかかわらず、第5条の協議により、契約者への契約者配当金の支払に代えて、その一部または全部をもって、第2項の保険料払込期日に、当社の定める方法により、年金の増額に対する保険料にあてることができます。
7. 当社は、第2項の規定にかかわらず、第5条の協議により、契約者への契約者配当金の支払に代えて、第13条第1項の規定により支払の開始している年金に関する契約の部分に対応する契約者配当金の一部または全部を、年金とともにその年金を受け取るべき者に支払うことができます。
8. 第21条の規定により、年金受給権を取得していない被保険者の全員の部分を解約した場合には、第2項の規定にかかわらず、契約者への契約者配当金の支払に代えて、その契約についてのその後の契約者配当金を被保険者（この場合には被保険者死亡後に年金の支払を受けている場合の年金受取人も含めます。）に支払います。
9. この契約の契約者配当金の支払方法について、特に第5条の協議により契約者とのとりきめがあるときは、その方法によります。

12. 時効その他

[時効]

第33条 年金、解約返戻金その他この契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これらを使用することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。ただ

し、これと異なった取り決めにより、これよりも長い期間を定めるときは、当該取り決めによるものとします。

[契約内容の一部変更]

第34条 当社は、事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、将来払い込むべき保険料に基づく解約返戻金、責任準備金および第8条第3項の規定中の将来の年金給付に必要な金額等の計算の基礎を変更することがあります。

[必要事項の通知]

第35条 契約者は、あらかじめ第5条の協議により定めたところに従い、保険料算出および年金額算定の基準となる要素に関する事項、年金受給権の取得に関する事項、その他重要な事項について、遅滞なく当社に通知することを要します。

2. 前項の通知に遅滞があり、当社が最後に了知した内容に基づいて処理した事項については、当社は、最後に了知した内容に基づく処理に係る責任のみを負うものとします。

[必要事項の報告]

第36条 契約者は、契約上必要な事項について当社が照会した場合、またはそれに関する帳簿その他の閲覧を請求した場合には、報告または閲覧に応ずることを要します。

13. 保証期間付年金の特則

[保証期間中の継続支払]

第37条 保証期間付年金の場合の保証期間の始期は、年金受給権の取得が確定した時とします。

2. 保証期間付年金の場合には、保証期間中に被保険者が死亡したときは、保証期間中の未支払年金を継続受取人に支払います。この場合、第19条第1項第1号の規定を準用します。
3. 継続受取人の申出があれば、前項の未支払年金の支払に代えて、当社の定める金額を一時に支払います。
4. 第13条第2項、第16条および第17条の規定は、本条の規定による保証期間中の年金の継続支払の場合に準用します。

[保証期間中の被保険者への一時支払]

第38条 保証期間付年金の場合には、保証期間中に被保険者の申出があり、当社がこれを承諾したときは、保証期間中の未支払年金の支払に代えて、当社の定める金額を一時に支払います。

2. 前項の規定により被保険者に当社の定める金額が一時に支払われた場合は、前条第2項ないし第4項の規定は適用しないものとします。

14. 保険料拋出制の場合の特則

第39条 被保険者が保険料の一部または全部を拋出する契約については、当社はあらかじめ第5条の協議による定めがあるときは、第8条、第11条、第12条第2項ないし第6項、第19条第1項第2号および第2項、第23条ならびに第25条ないし第27条の規定を適用する場合、当社の定める方法の範囲内で特別な取扱をいたします。

15. 配偶者年金付契約の特則

[この特則の被保険者]

第40条 この特則の適用を受ける被保険者の資格については、第5条の協議により定めま

2. 前項の被保険者が年金受給権を取得すべき者となる時、その者が民法上の婚姻関係にある配偶者（この配偶者を以下「配偶者」といいます。）を有する場合、契約者はこの配偶者につき当社の定める事項をあらかじめ第5条の協議により定めた期日までに当社に通知することを要します。

[配偶者年金の支払]

第41条 配偶者年金付契約では、年金開始期日以後に被保険者が死亡した場合で、その次の年金開始期日の応当日（保証期間付年金の場合で保証期間中に被保険者が死亡した場合は、保証期間終了直後の年金開始期日の応当日）に配偶者が生存しているときは、その日以後、第5条の協議により定める年金の種類および支払方法に従い、配偶者について定めた金額をその者に支払います。この場合の配偶者には、被保険者が年金受給権を取得した日に被保険者と民法上の婚姻関係になかった者は含みません。

2. 配偶者年金の受取人を配偶者以外の者に変更することはできません。

[配偶者年金の支払の時期と場所]

第41条の2 配偶者年金は、配偶者年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当会社の本社で支払います。

2. 配偶者年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この特則の適用時から配偶者年金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、配偶者年金を支払うべき期限は、配偶者年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 配偶者年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者の死亡および配偶者の生存

(2) 第42条第1項第1号に該当する可能性がある場合

被保険者が死亡した原因

(3) この特則に定める重大事由またはこの約款に定める詐欺に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第42条の2第1項第3号(い)から(ほ)までに該当する事実の有無または契約者、被保険者、配偶者もしくは配偶者の相続人の特則適用の目的もしくは配偶者年金の請求の意図に関する特則の適用時から配偶者年金の請求時までにおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、配偶者年金を支払うべき期限は、配偶者年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても、180日)を経過する日とします。

(1) 前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日

(2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(3) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者、配偶者もしくは配偶者の相続人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、当会社は、配偶者年金の受取人または配偶者年金請求者に通知をします。

5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、配偶者または配偶者の相続人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社

は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は配偶者年金を支払いません。

6. 前5項の規定にかかわらず、第5条の協議により契約者と当会社の間を支払に関する取り決めがある場合には、当該取り決めにより支払を行なうものとします。

[配偶者年金を支払わない場合]

第42条 次の場合には配偶者年金を支払いません。

- (1) 配偶者が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (2) 第40条第2項の規定により当会社に配偶者として通知された者が、被保険者が年金受給権を取得した後、被保険者の生存中に被保険者との民法上の婚姻関係を失ったとき。
2. 前項により配偶者年金を支払わない場合は、その将来の配偶者年金を支払うためのその時の積立金を契約者に支払います。

[重大事由による特則の解除]

第42条の2 当会社は、次に掲げる事由が契約者によって生じた場合にはこの特則を、それ以外の者によって生じた場合にはこの特則のその被保険者に関する部分（配偶者および配偶者の相続人に関する部分を含みます。以下この特則において同じ。）を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者または配偶者による配偶者年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）
 - (2) この特則の配偶者年金の請求に関する配偶者または配偶者の相続人の詐欺（未遂を含みます。）
 - (3) 契約者、被保険者、配偶者または配偶者の相続人の次のいずれかへの該当
 - (い) 反社会的勢力に該当すると認められること
 - (ろ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (は) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (に) 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (ほ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 当会社の契約者、被保険者、配偶者または配偶者の相続人に対する信頼を損ない、この特則の存続を困難とする前3号の事由と同等の重大な事由
2. 当会社は、配偶者年金の支払事由が生じた後においても前項の規定によりこの特則またはこの特則のその被保険者に関する部分を解除することができます。この場合には、

その解除された部分に関し、同項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による配偶者年金（同項第3号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が配偶者または配偶者の相続人（以下本項において「配偶者等」といいます。）のみであり、かつ、その配偶者等が配偶者年金の一部の受取人であるときは、配偶者年金のうち、その受取人に支払われるべき配偶者年金をいいます。以下本項において同じ。）については支払いません。また、すでに配偶者年金を支払っているときは、当社は、その返還を請求できません。

3. 本条による特則の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。
4. 特則が解除された場合には、解約返戻金はありません。

[この特則への準用]

第43条 第12条第4項、第13条第2項、第14条ないし第17条、第28条、第29条および第30条第2項の規定は、この特則の規定による配偶者の場合に準用します。この場合、各条項中「被保険者」とあるのを「配偶者」と、また「継続受取人」とあるのを「配偶者の相続人」と読み替えます。

16. 他の年金制度への移転等に関する取扱

[他の年金制度への移転等に関する取扱]

第44条 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下、本条において「法」といいます。）附則第25条または同法附則第26条の規定により適格退職年金契約の全部または一部に係る権利義務を確定給付企業年金または厚生年金基金へ移転する場合、この契約のうち移転の対象となる部分は、第21条第4項の規定にかかわらず、その時すでに各年金の年金受給権を取得している基本年金の受取人に関する部分も含めて消滅します。

2. 前項の移転の場合において、契約の全部または一部が解約されたときは、第23条第1項の規定にかかわらず、契約者と協議のうえ、契約者が指定する支払先へ解約返戻金を支払うことができます。
3. 法附則第28条に定める資産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換を行なう場合、第23条第1項の規定にかかわらず、契約者と協議のうえ解約返戻金を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ支払うことができます。

受託保証型確定給付企業年金への移行に関する特則（企業年金保険）

この特則は、加入者（確定給付企業年金法（以下「法」といいます。）第25条に規定する加入者をいいます。以下同じ。）の存在しない確定給付企業年金（法第2条に規定する確定給付企業年金をいいます。以下同じ。）であって、確定給付企業年金法施行規則第4条に規定する受託保証型確定給付企業年金（以下「受託保証型確定給付企業年金」といいます。）への移行に関する取扱について規定する特則です。

[特則の適用]

第1条 保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、当会社の承諾を得て、企業年金保険契約に、この特則を適用することができます。

[適格退職年金契約に係る積立金の移換]

第2条 法附則第25条の規定により適格退職年金契約に係る権利義務を受託保証型確定給付企業年金へ移転する場合、この特則の適用により、同条第3項に規定する適格退職年金契約に係る積立金の移換がなされたものとみなします。

[受託保証型確定給付企業年金への移行時の特別取扱]

第3条 この特則を適用した保険契約（以下「契約」といいます。）では、適格退職年金契約に係る権利義務の受託保証型確定給付企業年金への移転時において、企業年金保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第44条〔他の年金制度への移転等に関する取扱〕第1項の規定は適用しません。

[受託保証型確定給付企業年金への移行以後の特別取扱]

第4条 この特則を適用した契約では、受託保証型確定給付企業年金への移行以後、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款第1条第1項の規定にかかわらず、「団体」とは、次の（い）ないし（は）に定める者（年金および一時金の支払が終了した者等を除きます。）の集団をいいます。

(い) 確定給付企業年金の加入者または加入者であった者（確定給付企業年金の給付の支給に関する権利義務が他の確定給付企業年金または厚生年金基金へ移転された者、その被保険者に係る脱退一時金相当額が他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金または企業年金連合会へ移換された者および終了制度加入者等に分配すべき残余財産が企業年金連合会へ移換された者を除き、遺族給付金の受給権取得者を含みます。）

(ろ) 確定給付企業年金に移行した他の確定給付企業年金または厚生年金基金において受給権取得者（年金および一時金の支払が終了した者は除きます。）であった者

(は) 給付の支給に関する権利義務を確定給付企業年金に移転した適格退職年金契約において受給権取得者等（年金および一時金の支払が終了した者は除きます。）であった者

- (2) 主約款第2条〔契約者の資格〕の規定にかかわらず、契約者となる者は、法第3条の規定にもとづき確定給付企業年金にかかる規約について厚生労働大臣の承認を受けた厚生年金適用事業所の事業主とします。
- (3) 次のいずれかにより解約する場合、主約款第21条（契約の解約）第4項の規定にかかわらず、この契約のうちその対象となる部分は、各年金受給権をすでに取得している受取人に対する部分を含めて消滅するものとします。
- (い) 法第74条、法第75条、法第79条および法第80条の規定による確定給付企業年金間の移行等
- (ろ) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」といいます。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ同法附則第5条第2項の規定により読み替えられた、同法第2条の規定による改正前の法第107条および平成25年改正法第2条の規定による改正前の法第108条の規定による他の年金制度との間の移行等
- (4) 法第83条の規定によって確定給付企業年金が終了した場合、この契約（確定給付企業年金法施行令第56条に規定する生命保険の契約として存続させる部分を除きます。）は解約されたものとして取り扱い、主約款第21条〔契約の解約〕第4項の規定にかかわらず、各年金受給権をすでに取得している受取人に対する部分を含めて消滅するものとします。
- (5) 主約款第32条の適用にあたり、同条第2項ないし同条第9項の規定にかかわらず、同条同項の規定によって計算した契約者配当金は、主約款第5条〔協議内容の決定および変更〕の協議により、確定給付企業年金法施行令第38条第2項第2号に規定する方法で支払います。

〔確定給付企業年金が終了した場合の特別取扱〕

第5条 この特則を適用した契約では、受託保証型確定給付企業年金への移行以後、法第83条の規定によって確定給付企業年金が終了した場合であって、この契約の全部または一部を確定給付企業年金法施行令第56条に規定する生命保険の契約として存続させるときは、確定給付企業年金の終了以後、前条第5号の規定は適用しません。

〔特則の解約〕

第6条 この特則を適用した契約では、この特則のみを解約することはできないものとします。

付則（民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）の施行に関する取扱（企業年金保険））

企業年金保険普通保険約款第２９条〔保険年齢または性別の誤りの処理〕第１項に規定する年齢の誤りの処理について、その誤った申込に対する承諾が民法の一部を改正する法律（平成２９年法律第４４号）の施行日前に行なわれていた場合には、同項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「契約の締結または追加加入の際、契約申込書に記載された被保険者の保険年齢に誤りのあった場合には、保険料の更正等契約の継続に必要な処理を行いません。ただし、実際の年齢が当会社の定める範囲外であったときは、原則としてこの契約のその被保険者に関する部分は無効とし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。」

